

行政文書不開示決定通知書

国立感染症研究所長



令和3年6月27日付けの行政文書の開示請求（開第18号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

- 1 新型コロナウイルスの存在を証明する科学的根拠、論文等
- 2 PCR陽性判定の無症状者が、他者に新型コロナウイルスを感染させるという科学的根拠、論文等
- 3 マスクの着用が新型コロナウイルスの感染防止に効果があるという科学的根拠、論文等
- 4 新型コロナウイルスワクチンに効果があるという科学的根拠、論文等
- 5 日本国は新型コロナウイルスワクチンが治験も終わってなく、安全、有効性も確立していない中、国民に接種させる科学的根拠、論文等

2 不開示とした理由

開示請求に係る行政文書を保有していなかったため。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して不服申立て（審査請求）をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には不服申立て（審査請求）をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

行政文書不開示決定通知書

国立感染症研究所長



令和3年11月15日付けの行政文書の開示請求（開第50号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

- ・日本国内に新型コロナウイルス (SARS-CoV2) が存在するのを立証する事ができる、ウイルスの標本、論文等のすべての開示
- ・新型コロナウイルス (SARS-CoV2) を分離した事を立証する事ができる論文等すべての開示

2 不開示とした理由

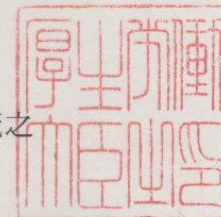
開示請求に係る行政文書を保有していなかったため。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法 (平成26年法律第68号) の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して不服申立て (審査請求) をすることができます。 (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には不服申立て (審査請求) をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法 (昭和37年法律第139号) の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、東京地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。 (なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

行政文書不開示決定通知書

厚生労働大臣 後藤 茂之



令和3年9月8日付け（同日受付）の行政文書の開示請求（開電第719号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示とした行政文書の名称

新型コロナウイルスワクチンに効果があるという科学的根拠、論文等。（製品に関する審査報告書は除く）

2 不開示とした理由

上記1の文書については、事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないため、不開示とした。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなることに御注意ください。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所、処分庁管轄地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなることに御注意ください。）。

3 担当課等

厚生労働省 健康局健康課予防接種室

TEL : 03-5253-1111 (内線 8165)